

## 浜北区行政連絡会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第11条第4項の規定に基づき、浜北区行政連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、浜北区管内における行政機関等の情報の共有、連絡調整等を行うため、次に掲げる事項について、協議、連絡等を行う。

- (1) 浜北区の区域内において浜松市が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (2) 浜北区の区域内において国、県等が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (3) 浜北区民の安全・安心な生活の確保に関する事項
- (4) その他浜北区長（以下「区長」という。）が必要があると認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、別記に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 区長は、委員の要請がある場合その他必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させるものとする。

(幹事)

第4条 連絡会に幹事及び副幹事を置く。

2 幹事は区長とし、副幹事は浜北区副区長とする。

3 幹事は、会務を総理する。

4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、幹事が必要の都度招集し、会議の議長となる。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、幹事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日改正）

この要綱は、改正の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記(第3条関係)

区長、副区長、浜北警察署長、浜北消防署長、校長会理事、浜北区自治会連合会長